

(案)

東京都市計画生産緑地地区の変更（目黒区決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

第1 種類及び面積

種 類	面 積
生産緑地地区	約 1.97ha

第2 削除を行う位置及び区域

名 称		位 置	削除面積	備 考
番号	地区名			
5	南	目黒区南二丁目地内	約 1,050 m ²	地区の全部
計	1 件		約 1,050 m ²	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

買取り申出に伴う行為制限の解除により、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を削除する。

新旧対照表

番号	変更前	位 置	変更内訳		変更後	摘 要
	面積		削除	追加	面積	
5	約 1,050 m ²	目黒区 南二丁目地内	約 1,050 m ²		0 m ²	全部削除
変更 のない 地区	計 13 件				計 13 件	
	計 19,730 m ²				計 19,730 m ²	
計	14 件 約 20,780 m ²				13 件 約 19,730 m ²	→1.97ha

変更概要

種 類	変更事項
生産緑地地区	1. 位置の変更（新旧対照表のとおり） 2. 区域の変更（計画図のとおり） 3. 面積の変更 14 件 → 13 件 約 2.08ha 約 1.97ha



渋谷区

世田谷区

品川区

削除区域

大田区

世田谷区

生産緑地地区

番号	地区名	面積 (m ²)	番号	地区名	面積 (m ²)
⑤	南	約 1,050	⑭	八雲	約 520
⑦	碑文谷	約 2,200	⑮	柿の木坂	約 530
⑧	東が丘	約 1,760	⑯	柿の木坂	約 990
⑨	東が丘	約 1,750	⑰	八雲	約 810
⑩	東が丘	約 1,140	⑱	八雲	約 1,650
⑪	八雲	約 990	⑲	八雲	約 5,500
⑫	八雲	約 1,310	⑳	自由が丘	約 580

※ 番号の①～④、⑥、⑪、⑫、⑬、⑭～⑲、⑳は廃止により削除

凡 例	
● 都市計画道路	
計画線 区界線	未着手もしくは概成していない区間
既設線 区界線	概成区間(注)
計画線 区界線	第4次都市計画図(平成28年度～37年度)
計画線 区界線	事業区間
計画線 区界線	完成
● 首都高速道路中央環状新線・品川線	
地下部分	
● その他都市計画施設	
都市計画公園・緑地	
生産緑地	
河川(目黒川、立食川、豊川の一筋)	
駅付近広場	
目黒こみ焼却場	

100m 50 0 100 200 300 400 500 600m

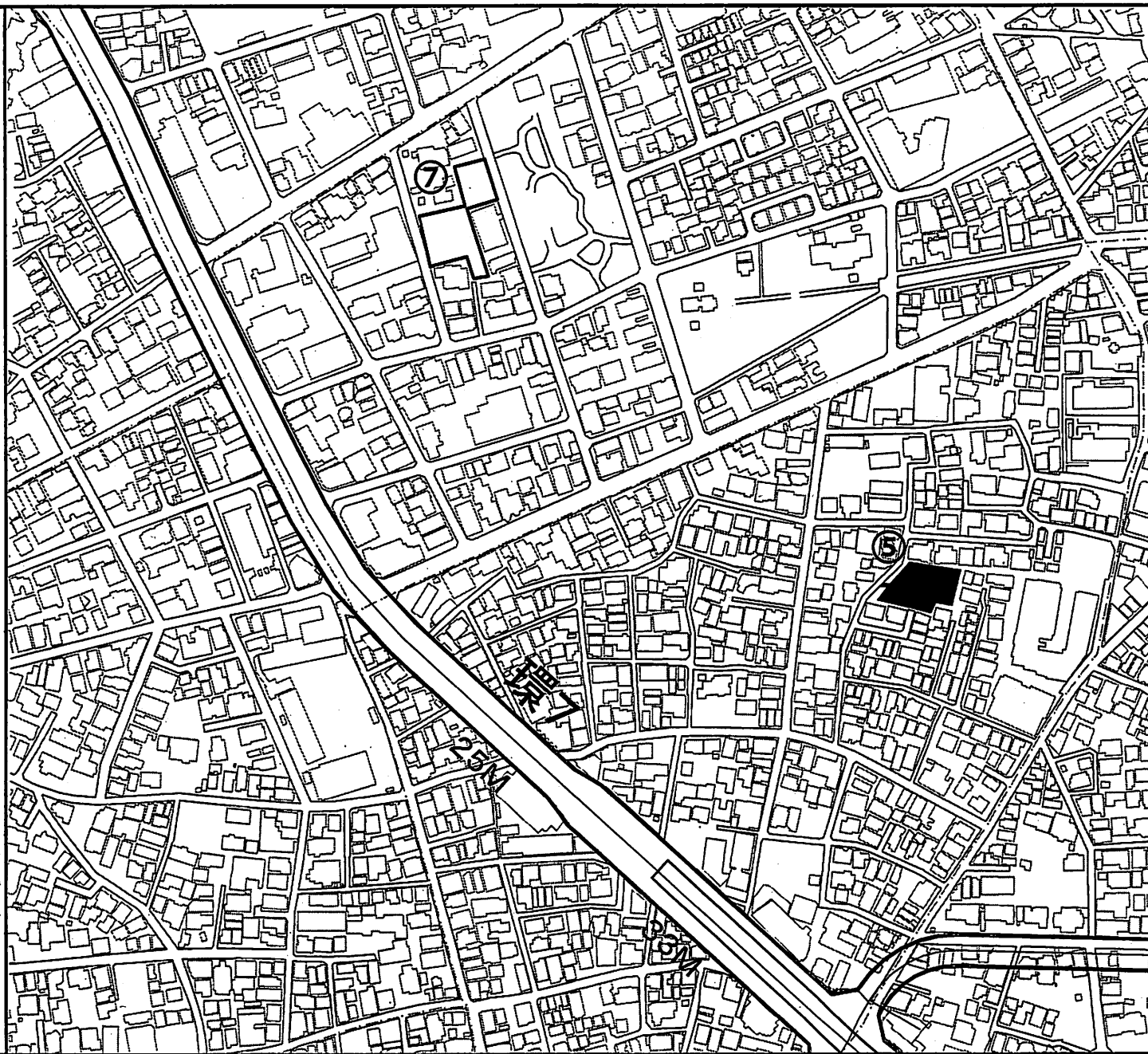
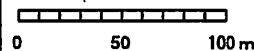
(注) 都市計画道路の概成区間とは、計画幅員に対して次の出来型を有する区間です。

○計画幅員15m以上の場合、出来型幅60%以上、または18m以上

○計画幅員15m未満の場合、出来型幅8m以上

東京都市計画生産緑地地区計画図（目黒区決定）

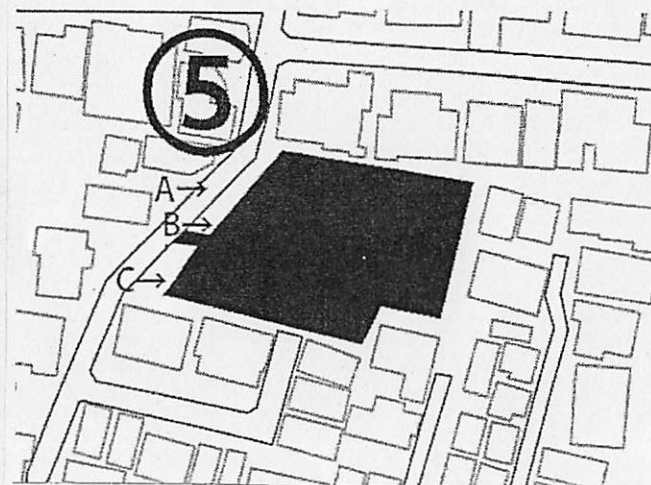
縮尺式千五百分の一



凡 例	
	今回削除する区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
(承認番号) 30都市基街都第69号、平成30年6月8日

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 30都市基交第3号、平成30年4月2日



凡 例	
	今回削除する区域

